

第3章 子ども・若者をめぐる社会環境の変化

1 情報化社会の進展状況

全国におけるインターネットの利用者の割合は、79.8%（総務省「通信利用動向調査（平成30年）」）となっている。

情報化社会の進展は、生活の利便性を向上させるとともに、新たな知的価値や産業を創造する一方で、人間関係などに負の影響を及ぼしたり、子どもや若者が犯罪の被害者あるいは加害者となる恐れがある。

(1) 高校生のスマートフォン・携帯電話の所持状況

本県の公立高校1年生におけるスマートフォンの所持率は、平成31年1月現在で既に99%となっており、全国の所持率97.5%に比べて高くなっている。

図表3-1 スマートフォン・携帯電話の所持状況（山形県）

調査年度	回答者数 (人)	スマートフォン		携帯電話		合計		不所持	
		人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合
平成25年度	7,306	7,063	96.7%	180	2.5%	7,243	99.1%	63	0.9%
平成30年度	6,614	6,548	99.0%	14	0.2%	6,562	99.2%	36	0.5%

資料：山形県教育庁「インターネットの利用実態に関する調査」

(2) 小中学生のインターネットにつながるICT機器の所有状況

令和元年度に県教育庁が県内全小中学生を対象に実施したICT機器の使用状況及び学校における指導状況（後期定期調査）結果では、小学生の携帯電話（スマートフォン含む）の所持率は29.2%、中学生で60.2%であるが、パソコンや携帯型ゲーム機、音楽プレーヤーなどを加えた、インターネットにつながるICT機器を所有している割合は、小学生で71.4%、中学生で92.6%に達し、インターネットの利用がかなり普及している様子がうかがえる。その一方で、有害サイトへの接続を防ぐフィルタリングを「している」「しているものとしていないものがある」と回答したのは小学生で41.9%（小学1年生を除く）、中学生で51.0%と設定率が低いことが懸念される。

2 子ども・若者を取り巻く有害環境等

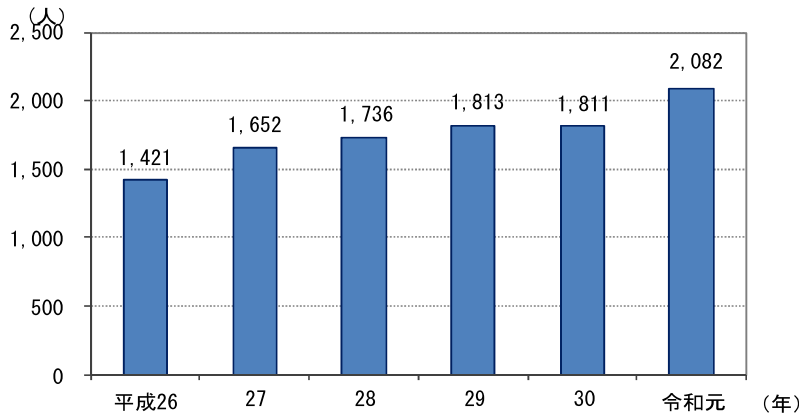
(1) SNSに起因した被害児童数の推移

近年は、TwitterやLINEなどのSNSを介して子どもや若者がトラブルに巻き込まれるケースが多く発生しており、SNSに起因した被害児童数は全国的に増加傾向にある。

子どもや若者がネット上の犯罪・トラブル等に巻き込まれないことはもちろんのこと、安心してインターネットを利用できるよう、学校現場・地域における対策が求められている。

※ SNSとは、ソーシャルネットワーキングサービスの略。登録するとインターネット上で友人などと交流することができる。

図表 3-2 SNSに起因した被害児童数（全国）



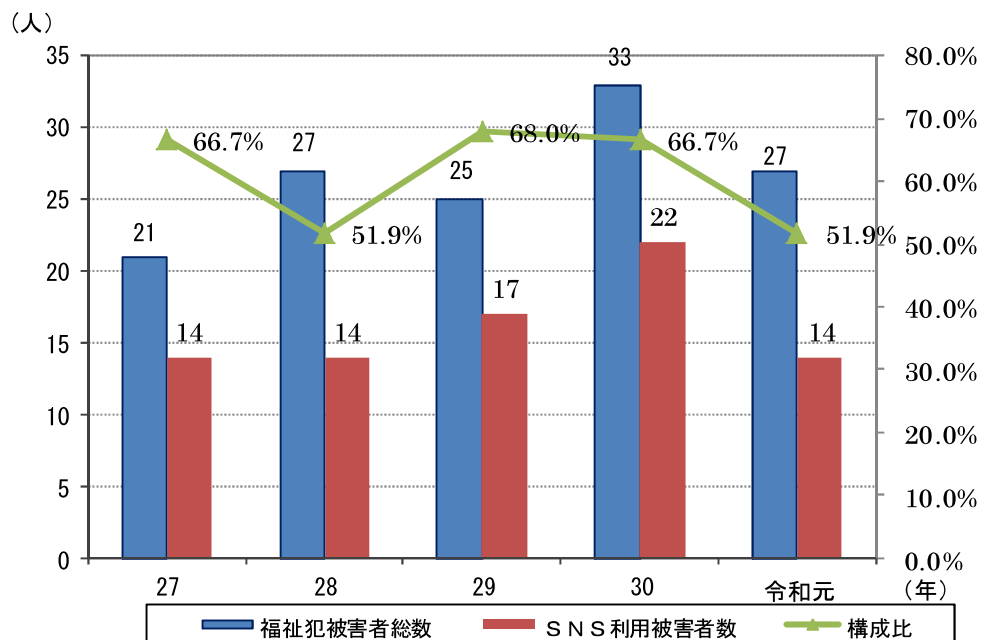
資料：警察庁「令和元年における子供の犯罪被害の状況」

(2) 本県におけるSNSに起因した福祉犯被害数

本県においても、福祉犯被害のうちSNSを介した被害があり、令和元年は福祉犯被害児童の51.9%がSNSに起因した被害となっている。

※ 福祉犯とは、児童福祉法違反や児童買春等の少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪をいう。

図表 3-3 SNS利用に起因した福祉犯被害児童数（山形県）



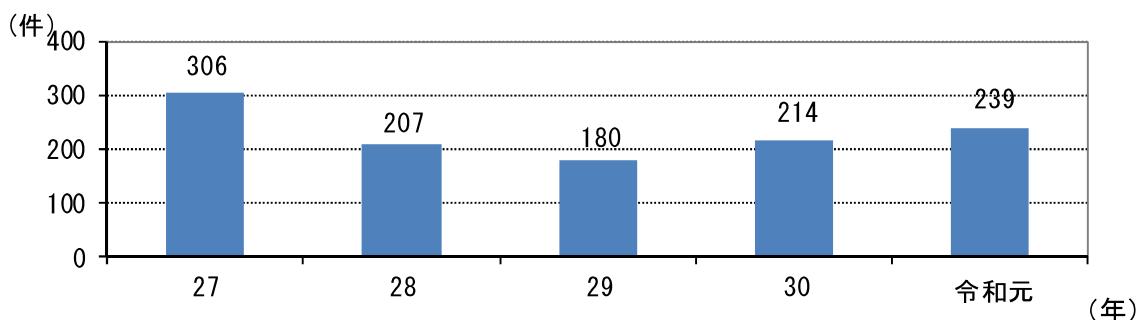
資料：山形県警察本部

(3) 子供を対象とした声かけ等事案 / 危険ドラッグの事件状況

本県における小中高校生の登下校時等の声かけ等事案の認知状況については、平成28、29年に減少したが、平成30年以降は増加に転じた。子どもの安全を確保するためには、地域における見守り活動が重要である。

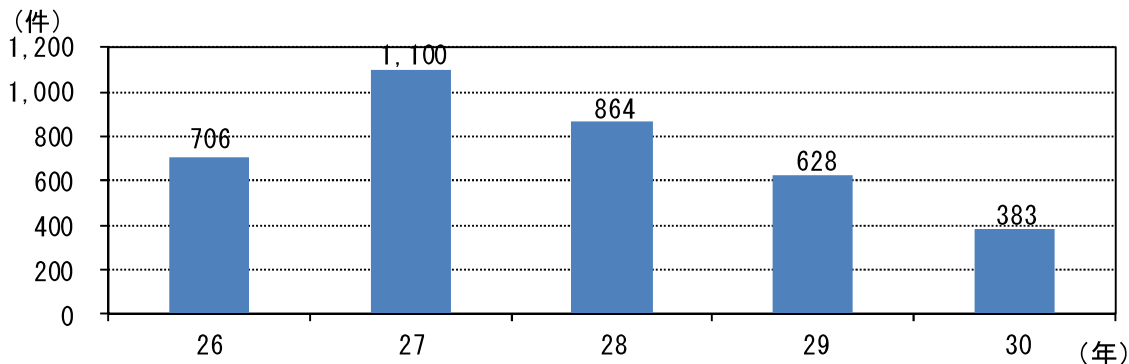
危険ドラッグについては、乱用者による事件事故が平成28年から全国的に減少している。県では平成28年4月1日に「山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例」を施行し、県民一丸となって薬物乱用を防止する環境の整備を行っている。

図表3-4 子供を対象とした声かけ等事案（山形県）



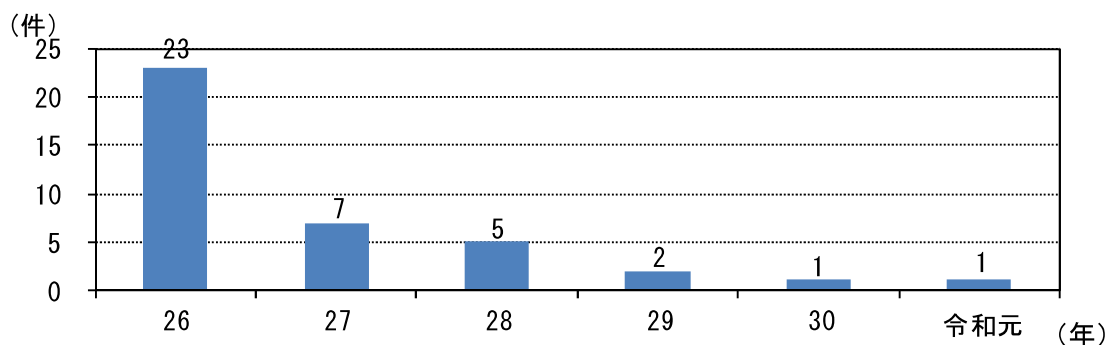
資料： 山形県警察本部生活安全企画課「子どもを対象とした犯罪・声かけ等の取扱状況(令和元年)」

図表3-5 危険ドラッグによる事件数（全国）



資料： 警察庁「平成30年における薬物・銃器情勢」

図表3-6 県内における危険ドラッグの取り扱い状況



資料： 山形県警察本部組織犯罪対策課「県内における危険ドラッグの取扱状況」